

熊谷市市街化区域形態規制一覧表

用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	前面道路幅員による容積率制限 (係数)	高さ制限	北側斜線制限	道路斜線制限	隣地斜線制限	日影制限						
				絶対高 (H)	勾配 (α)	起点をとる高さ (H)	勾配 (α)	適用距離 (L)	勾配 (α)	起点をとる高さ (H)	規制される日影時間		平均地盤面からの高さ	制限を受ける建築物
											5m < X ≤ 10m	10m < X		
第一種低層住居専用地域	50	80		10m	1.25	5m					3	2	1.5m	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物
		100									4	2.5		
第二種低層住居専用地域	50	100		12m							4	2.5		
		60									150	5		
第一種中高層住居専用地域	60	150	0.4				1.25				3	2		
		200									4	2.5		
第二種中高層住居専用地域	60	150					1.25	20m		20m	3	2	4m	高さが10mを超える建築物
		200									4	2.5		
第一種住居地域	60	200									4	2.5		
第二種住居地域	60	200									4	2.5		
準住居地域	60	200									4	2.5		
近隣商業地域	80	200									5	3		
商業地域	80	400												
		600												
準工業地域	60	200	0.6				1.50		2.50	31m	5	3	4m	高さが10mを超える建築物
工業地域	60	200												
工業専用地域	60	200												
	50													

※容積率は、敷地の道路の幅員が12m未満の場合は、容積率の上限は上表の数値と道路の幅員に住居系は0.4それ以外は0.6を乗じた数値と比較し、いずれか一方の低いほうの数値となる。

※調整区域の形態規制については別紙参照